

押収盗品還付要綱の実施について

(昭和41年4月28日甲通達捜一第15号)

押収盗品の還付及び仮還付の適正を期するため、今般警察庁において別添のとおり「押収盗品還付要綱」を制定し、昭和41年5月1日から実施する旨通達があつたから、次の諸点に留意の上誤りのないよう運用されたい。

記

1 還付先の基準(要綱第3関係)

- (1) この要綱に明記した基準は、民法上の即時取得に関する規定の適用があるものを対象に定められている。
- (2) 被害者に還付するものは、被害者が私法上の無償回復請求権を有しているものである。
- (3) 要綱第3の1(1)にいう「被疑者」とは、窃盗又は強盗の被疑者を指す。
「悪意の取得者」とは、その物が盗品であることを知つて買受け、又は質取りした者等を指す。
- (4) 要綱第3の2の被押収者に還付する場合は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
 - ア 被害者から「所有権放棄書」を徴しておくこと。
 - イ 被害者が2人以上ある場合には、すべての被害者から被押収者に還付が行われるよう申立てがあることが必要である。
 - ウ 被害者から被押収者に還付するよう申立てがあつた場合、被押収者も還付を受けようすることを拒んだときは、関係記録とともに送致すること。
- (5) 要綱第3の3の被害者還付の場合は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
 - ア 被押収者のほかに、その物について利害関係人がある場合は、これらの者の申立てが必要である。
 - イ 盗難のときから2年を経過して被押収者に所有権があることとなつた物について、被害者に還付が行われるよう被押収者から申立てがあつた場合は「所有権放棄書」を徴しておくこと。

2 還付手続(要綱第4関係)

- (1) 還付の取扱者
押収盗品の還付は、警察本部においては課長補佐又は係長、警察署においては課長又は係長が行うことを原則とするが、やむを得ない場合は主任をもつて充てること。
- (2) 還付の連絡
 - ア 押収盗品を還付する場合は、課長補佐(署においては課長)又は係長の指示によつて、被害者及び被押収者に還付する旨通知すること。
 - イ 還付の通知は、還付の日時、場所、還付品名及び被害者又は被押収者の氏名等を明記した呼出状によつて通知すること。
なお、やむを得ない場合は、電話又は口頭によつて確実に通知してもよい。
- (3) 面談の取扱い
 - ア 被害者及び被押収者の双方から、互いに面談したい旨申出があつた場合は、その機会を与え、申入れがあつた場合は、当事者の承諾を得て警察署の適当な場所を提

供しても差し支えない。

イ 被害者又は被押収者の一方から面談したい旨申出があつた場合は、強制にわたらないよう注意して相手方の意見を聞いた上で、承諾があつたときは、その機会を与えること。この際特に被害者の意思に反した面談とならないよう注意し、もし承諾がない場合は面談の機会を与えることなく還付等の措置を執ること。

ウ 「押収盗品を還付する際」(要綱第4の2)とは、被害者に押収盗品を渡す諸手続を終えた後という意味ではない。文字どおり還付するときである。

従来は時として、押収盗品の帰属について決定する前にまず話し合わせ、あるいは質屋等の側に権利があると思われるような態度で話し合いを行わせたために、被害者側が正当な主張ができないというような不満が聞かれる事例があつた。

今後は、当事者双方が対等に話し合いを行い得るように配慮するものとした。

(4) 面談の不介入と意見

ア 被害者及び被押収者の面談に介入しないこと。ただし、面談の内容について意見を求められたときは、双方の主張を妨げないよう言動に注意して意見を述べることは差し支えない。

イ 意見はあくまでも当事者の判断の参考となるべきことを内容とするもので、意見を強制されたと受け取られることのないよう言動に十分注意し、述べるべき意見は、次に掲げるものなどが考えられる。

(ア) 盗品発見の経緯

(イ) 無償回復請求権の有無

(ウ) 一般的な報労金の実状

ウ 面談の機会を与え、当事者間において損害負担について協議したが、協議が整わない場合は、権利者に押収盗品を還付するなどの措置を執ること。

(5) 措置状況の明確化

押収盗品を還付した場合は、被害者、被押収者に対する事前連絡(呼出し示達)代理人の確認、還付請書の徴収等、還付措置の状況を関係書類に明記するとともに、別記様式の記録簿を備え必要事項をその都度記載して、将来の紛議に備えておくこと。

3 その他留意事項(要綱第5関係)

(1) 仮還付について

仮還付は、押収の効力が存続するものであるから、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 証拠価値の減失し、又はき損するおそれのある物を還付することは許されない。

イ 証拠価値を減失し、又はき損するおそれのある者に対しては、仮還付してはならない。

(2) 権利関係不明なもの等の措置

押収盗品を還付する場合において、次に掲げるときには慎重に検討して送致するなどの措置を執ること。

ア 権利関係が不明のとき。

イ 還付を受ける者が不明のとき。

ウ 還付を受ける者の所在が不明のとき。

エ 権利関係に争いがあるとき。

(3) 即時取得の適用のない物の措置

有価証券及び登記又は登録をもつて所有権移転の対抗要件となす動産などについては、当事者の権利関係を十分検討して適正な措置を執ること。

(4) 弁償の申出の措置

被害者又は被押収者が受けた損害について、被疑者又はその家族等から押収した盗品に関し、弁償したい旨の申出があり、そのあつせんの依頼があつた場合は、それに応ずるよう配慮すること。

(5) 指導教養の徹底

押収盗品の還付を適正円滑に行うため、還付に関する法令並びにその手続及び要領等について、部内及び関係対象者等に対する指導教養を徹底すること。